

反障害通信

14. 11. 6

48号

十分な避難計画などありえるのか

—(川内)原発再稼働は許されない—

金曜日の首相官邸前の集会に参加していたときに、「避難計画ちゃんをつくれ」とかいうコールをやっていたのですが、ちょっと違うのではないかと思って、コールができないでいました。

『避難弱者』という本が出ています。フクシマのときに高齢者施設での避難がどういう状況だったのかを書いている本です。その本でも著者は「避難計画を問題ちゃんと作るため」というという問題意識のようだったのですが(深読みすると、作ろうとしたら、避難計画など作れないから、やっぱり脱原発しかないという結論を引き出そうとしているのかもしれませんが)、本を読んでいると内容的には、「避難計画が必要になるような人工物を作るな」となるのではと思っていました。

わたしは避難計画というときには、避難すると様態が急激に悪くなる、病人、高齢者、「障害者」をどうするのかを、考えなければいけないと思うのです。

わたしは母を今年の1月まで看ていました。救急車に三度乗りました。そして、三度とも、そんなに悪いと思っていなかったのに、救急車に乗ると急に様態が悪くなり、病院に着くと「もう危ない」ということがありました。そして、3度目に亡くなりました。たまたまだと思っていたのですが、動かさなかった方が良かったのではと今になって考えていたりしています。

動かすと様態が悪くなるというひとも強制的に避難させて、それで亡くなったら仕方がないとするのでしょうか？ それに動かすと危ないとして、そこに残り付いているというひとはどうするのでしょうか？ 自然災害のときなら、「自然の摂理」の範囲内で寿命というとらえかたもできるかもしれません。でも、原発事故は自然災害ではありません。

フクシマのとき、「双葉病院事件」ということが、流れていました。最初は「病院長が患者をおいて逃げた」話として流されていたのです。ですが、後で病院長は連絡のために出て、戻ろうとしたら、警察か自衛隊に阻止されたという話でした。阻止線の中にまだひとがいるのに阻止線をはる、で、中にいるひとを決死隊ですぐ避難させたなら分かるのですが、長い時間そのままにされたのです。高齢者で阻止線が張られて見に行けないで、後で行ったら餓死していたようだったとかいう話がテレビで流れていました。

フクシマのときに、避難の中で亡くなった、「原発事故関連死」ということが膨大な数になっています。福島県では、地震や津波などでの直接死 1603 人に対して、「震災関連死」は 2014 年 8 月 29 日時点で、1753 人になっています(福島県の市町村認定の集計、『福島民報』の Web ページから)。これはどうも他県に避難して死んだ人は含まれないようです。岩手県や宮城県の「震災関連死」の死者総集計に占める割合は 8%を超えないのに対して、実

に55%という数字が出ています(『福島民報』)。単純計算して、原発事故関連死は「地震や津波などでの(単純)避難」の死をひいても、1500人をくだらないでしょう。これに、避難して生きているひとたちの精神的な苦痛、これから出てくる被曝被害、放射線に対する恐怖、そして漁業・農業破壊をとらえると、その被害は膨大なものになります。そして、ちゃんと補償をしないといいながら、補償を打ち切ろうとする動きが顕著になってきています。

そういうことも含めての「避難」ということで考えているのでしょうか？ フクシマの反省が何もなされていません。事故原因もちゃんと究明されていないのに、避難状況がきちんと反省されたとはとても思えません。再稼働にゴーサインを出した規制委員会の検討事項には「避難計画」は入っていません。最初は地方自治体任せだったのを、政府も介入するとして安倍首相が記者会見で「川内原発で十分な避難計画が作られている」と話しているのがニュースで流されていました。「うそつき」で有名になったひとです。却って不安を募らせます。安倍首相の話をきいていると「最初5キロ圏内のひとを逃がし、5キロ圏外のひとは、その間は屋内退避、・・・」という内容です。マスコミも「？」の記事を流していました。わたしがインターネットで見た範囲では、ロイターが避難計画を一番しっかりと批判していました。

フクシマのとき、誤情報を流し続け、スピーディの情報を隠し逆方向に避難して被曝する事態が生じました。まして、そのスピーディも廃止して、情報隠しをする方針のようです。おまけに特定秘密保護法まで作る情報隠しの姿勢が顕著です。そんな中で誰が一体指示に従うのでしょうか？

そもそも避難計画ということで、「避難弱者」に死をももたらします。そんな避難計画が必要なものを作ってはならないし、維持しようとしてはならないのではないのでしょうか？

原子力関係の仕事から反原発の活動に転じた故高木仁三郎さんが、「巨大大事故につながるものは作ってはならない」という提起をし続けていました。

共生ということばが今広まっていますが、原発とひととは共生できません。原発を残してひとを排除する、それが避難の中身です。そんな論理はなりたたないはずです。高木さんは自然との共生ということは、すでにそこにひとのおごりがあると批判し、「自然に適う」というひとの生き方を提言していました。そういうこととして、原発など作ってはならないことだったのです。原発の避難計画というのは、それ以前のこととしておかしな計画の上にさらにおかしな計画をたてる、ということではないのでしょうか？ 原発の再稼働はそんなことの中でやろうとしているのです。

さて、最後に、原発の問題でマスコミは脱原発と再稼働支持とはっきり分離してきています。その中で、「朝日新聞パッシング」ということが起きています。他の問題、「従軍慰安婦」の吉田証言(「従軍慰安婦濟州島強制連行をねつ造」したとされる証言)をメインにした誤報・訂正問題とセットになった吉田(元フクシマ第一原発所長)調書への「誤報」が今問題になっています。朝日新聞の社長が9/11に記者会見をして謝罪しました。で、「従軍慰安婦」問題は別のところで書いているので、ここでは省略しますが、記者会見のウェイトは吉田調書を巡る誤報の方でした。

吉田証言の方は、誤報を流し、しかもその誤報というところで、その問題での議論が混乱してしまっていることを放置したというところで、マスコミとしての基本的姿勢の問題

として、社長が自ら出てきて謝罪する問題なのですが、吉田調書の問題は解釈の問題も含んでいます。尤も、事実と解釈はきちんと分けて書くべきと言うところで踏み誤ったという問題はあります。

先日、その吉田調書を巡る学習会に参加して、そしてその中で指摘されていたことと、自分がダウンロードした吉田調書を読みながら分析してみました。吉田調書「事故時の状況とその対応について4」6つ目の束の56Pあたりに出てきます。

どういうことなのか、わたしの分析も含めて書き置きます。

要するに、原発事故の際に一時退避ということがあった、それが吉田所長の命令でなされたように話されていたのですが、吉田元所長は、「実はあれは自分は第一原発の近くでバスの中でも退避しているようにと命令したつもりが、意思がよく伝わらなくて、第二原発の方まで、退避してしまったのだ」というような内容の話をしています。

吉田元所長が調書のなかで話しているのはそういう内容です。でも、調書の内容の事実はそうですが、ほんとの話はよく分かりません。その時の状況として「バスの中で退避」なんてありえるのでしょうか？朝日の記事のように命令違反でなされた可能性はあって、吉田元所長が部下をかばっている可能性はあります。退避したひとたちの他の調書があるなら、それをきちんと読み込んでいく必要があるし、新しい調書をとる必要も出てきます。

でも、少なくとも言えるのは、調書に何が書かれているのかということと、自分が推測した話を分けて書くことです。ひょっとしたら、(退避したひとたちの)別の調書も読んでいて、そこで「命令違反」という事実をつかんでいて、書いた可能性はあります。ただ、それを読んだとなると余計問題がこじれるから(これはスクープで、「誰が朝日新聞の記者に調書を渡したのか、その犯人をさがせ」ということが、政府関係者の発言として出ています)、記者が読み違えた誤報として出したのかもしれませんが。いろいろ推測はできます。

でも、わたしはそのような謝罪は普通紙面でなすことで、そもそも会社の姿勢が問題になる「従軍慰安婦」問題の吉田証言に重点をおいて社長が謝罪すべきことなのではないかと思うのです。

もっと問題になるのは、吉田調書の中で、フクシマの教訓として押さえておかねばならないことが、朝日新聞パッシングの中で、マスコミの中でないがしろにされているということです。

わたしは最悪の事態として放射能もれを起こしたとしてとらえていたのですが、むしろ一時もっと深刻な状況があって、吉田元所長は「我々のイメージでは東日本壊滅ですよ。」52Pということまでイメージしていたということです。今、川内原発で「十分な避難計画を作った」と言っていますが、九州壊滅、西日本壊滅という状況まで押さえて避難計画を作ったのでしょうか？そればかりか、原発立地の地域の同意をいうなら、九州壊滅・西日本壊滅ということ想定して、もっと広げた同意形成をしなければなりません。そもそもフクシマの放射能が東京までとんできていたことを押さえているのでしょうか？

もうひとつ、吉田調書から読み取れることがあります。それはチェルノブイリの原発事故がおきたときに、それをロシアの国民性とかいうところで、日本人の国民性や科学技術をもってすれば安全だというようなところで、安全神話を作り、維持してきたのですが、まるでなにも分かっていず、混乱の極みに陥っていたということです。水素爆発さえ、「想

定していなかった」というところで、危険な原発を動かしていたということです。安倍首相は、「世界に誇る日本の科学技術」ということで、この事故の原因究明も反省もちゃんとしないで、おそろしいことに外国に原発売り込みをやろうとしているのです。売りに行くのなら、この吉田調書を相手国にきちんと示して、「日本の原発の科学技術はこのレベルでしかありませんでした。まだ事故原因も究明していません。」ということを示して、ちゃんとインフォームドコンセントをして売ることです。そんなもの売れるわけがないのです。

一時電力不足で停電すると死ぬひとが出るとかごまかしていたのが、うそだとわかり、経済成長のためには安い電力が必要だといっていたのが、それもうそとわかり、残るのは、原発に投資したお金の元をとりたいたいという電力会社の金儲け助けしかありません。まだ作られていない・完成していない原発を工事・計画の段階で即時中止させることなのに、おそろしいことに、大手ゼネコンのためにもか、中止させようとしません。あります。

ひとのいのちよりも金儲けが、金儲けの手助けが大切なのでしょうか？

どうしようもない原発をすべて完全廃炉にして、既に存在してしまっている、行き場のない放射線廃棄物がこれ以上増えないようにして、その処理をどうするのかの議論を始めるときなのではないでしょうか？

(追記)

お金の問題の不祥事が発覚しているのに、居座っている宮沢経産省大臣が鹿児島知事と対談し「万が一事故が起きたときには、国が責任をもって対処する」という趣旨の発言をしていました。うその極みです。一体どういう責任の取り方をするのでしょうか？ そもそもフクシマの責任を、国も電力会社も誰もとっていない、フクシマの事故の補償を切り捨てようとしているのに、よくも「責任をもって対処する」と言えるものです。そもそも事故が起きたら、取り返しの付かない事態になるようなものは動かしてはならないのです。

(フクシマを心に刻み、継続した取り組みのために(2)としても)

(み)

情況への提言詞(1)

アベ政治

アベ政治財界のポチ政権

いのちや生活よりもお金が大切な

原発を動かそうとし、輸出までする

武器も売る死の商人の「美しい国ニッポン」の

財界の政治担当営業本部長

ポチ怒る

お金なんか知らないワン

経済成長なんか知らないワン

ニッポンなんて知らないワン

国家なんて知らないワン

読書メモ

今回はジグザグの学習になってしまいました。引き続きのポストコロニアリズム・民族差別関係の学習の間に、「ペコロスの母」の続編が出たので買って、急遽読みました。後は『情況』に廣松さん関係の論文が出ていたので、「障害者自立生活運動」関係の連続学習に入る前に読んで置こうと、これも挟みました。

たわしの読書メモ・・ブログ 269

・秦郁彦『南京事件—「虐殺」の構造』中央公論新社(中公新書)2007

この本は、1986年に出された本に、その後の論争史を加えた増補版です。

最初に断っておきますが、この本は、そしてこの本の読書メモをわたしが書いているのは、この本がお奨め本だからではありません。この著者はこの本の中で、「南京事件」を「なかったことにしたいひとたち」が書いた「新しい歴史」教科書が売れたことを「支持しているひとたちがそんなにいたのだ」、とかいう内容の文を書いているのですが、この教科書を買ったひとたちの中に批判のために買って読んだひとが多数いるということに気づいていないのです。わたしも買いましたが、この本を買って読んだのは、どうしておかしな論理がまかり通るのかを検証するためです。

この著者は、「従軍慰安婦」—「軍・性奴隷制」の問題でも文を書いている(ブログ 264、266、「通信」47号「読書メモ」所収)、そこでも中立的な立場を自認しているのですが、「南京事件」における「虐殺」に関するとらえかたを、被害者の数の評価から、「大虐殺派」「中間派」「まぼろし派」と分けています。そして、自身を「中間派」として他の各派の批判をしています。その立場は初版の「あとがき」に「著者としては先入観や政治的配慮を排し、そのとき南京で何が起きたのかという観点から、事実関係を洗い直し復元することをめざし、資料の収集と執筆に当たった。さりとて入手しえた範囲のデータを羅列しただけでは、単なる資料集になってしまうから、「史料批判」(テキスト・クリティーク)の手法に従って検証を加え、著者なりの解釈も示した。」43Pと表明しています。

そもそも、中間派という立場を示すこと自体が、立場を曖昧にするなり、変節していく、基本的姿勢を消失していくことなのかもしれません。とにかく「事件」を表す言葉も、著者は中間派の立場で「南京事件」とか「南京アトロシティ」という言葉を使っています。

186P

どうも分からないのは、数の問題で「松井の死刑宣告には一〇万でも二〇万でも大差はないので、統一する必要はなかったのだとも言えよう。」260Pとか書いていて、確かにまぼろし派への批判としては「まぼろし派」の人びとは、他の二派を批判、攻撃はいるものの、文字どおりまぼろしのゼロなのか、多少あったとしたら何人ぐらいなのかについては口をつぐむ傾向があった。一〇〇人や二〇〇人のレベルでも、現在の基準では「立派な大虐殺ではないか」と反撃されるのを知っているから、数は禁物だったのだ。」275Pと書いていてまぼろし派批判には有効なのでしょうが、結局数の問題で論争を収束させているのです。著者も自分の意見なのかあいまいながら書いているように、今、平時でアキハバラ事件や地下鉄サリン事件は大事件だったのですが、そこで殺されたひとや傷ついたひとの数とくらべてみればいいのです。あえていえば、南京事件の犠牲者は一桁違おうが、二桁

違おうが「大虐殺」なのです。

まだ、初版のときは、増補版や「従軍慰安婦」問題のときよりも、「日本が満州事変いらい十数年にわたって中国を侵略し、南京事件をふくめ中国国民に多大な苦痛と損害を与えたのは厳たる事実である。それにもかかわらず、中国は第二次大戦終結後、百万を越える敗戦の日本兵と在留邦人にあえて報復せず、故国への引き上げを許した。昭和四十七年の日中国交回復に際し、日本側が予期した賠償も要求しなかった。当時を知る日本人なら、この二つの負い目を決して忘れていないはずである。」244Pというような観点は維持していたようなのです。そのようなことは「下克上」の中身として、中島師団長や長参謀が「中支方面軍司令官」たる「皇軍の名誉」などという観点を持ち合わせていた松井大将の命令を無視して、大虐殺やレイプを容認していったことを示していて、著者もそれに対する批判的な観点を持っているようなのです。

さて、この著者は「中間派」という主張をしているのですが、そもそも何が問題になっているのかというところが、押さえられていないのです。ことは、あの戦争をどうとらえるのかというところから、その立場性の問題が出てくるのです。事件を過小評価したいひとたちは、ひとつは、「あの戦争は強いられたい闘いで、やむをえなかった」というとらえ方をしています。もうひとつは「欧米からの解放の闘いで、日本軍が進出していったところで、感謝されている」という主張を出しています。

前者に対する批判は「盗人猛々しい」という言葉で批判できます。「資源がないから、他の国に進出」というのは、「お金がなくて、飢え死にするんだったら、強盗をする」という論理です。しかも、追い込んだということは、いわば欧米の他の「帝国主義」列強ということでしょうが、ならば、その追い込んだ国に(そもそも日本が植民地支配で動いて行く中で制裁が起きたということですが、)「進出」することで、自分たちより貧しい国に進出するというは、植民地支配や植民地的占領といわれる文字通り侵略です。後者は植民地支配をしたときには、傀儡政府というものを作ろうとするし、傀儡的なひとがでてきます。今日、ポストコロニアニズムの時代に、植民地支配を歓迎する、感謝する独立国家があるのでしょうか？ そのような公式見解を出している政府があるのでしょうか？

この著者は中間派ということですが、中間派などという立場がありえるのは、そもそもなぜこの問題を自分が問題にしようというのか、その立場性、思想性があいまいなのです。そして、中間派のみならず、数の問題に固執するひとは、何のための議論なのかをさておいて、自身の学者(やジャーナリスト)としての成果や、名誉心からしか論じていないのです。

数の問題は、著者自身の書き方による「限りなく〇に近い」318P(の表)と主張するひとたちには有効かもしれませんが、そもそも、そこで傷ついたひとがいる、傷つけたひとがいるというところで、しかも、その痛みを現在も引きずって生きているひとたちがいるということを抜け落として議論しているのです。もっとも、「なかったことにしたいひとたち」、その内実は、国家主義的ナショナリストですが、そのひとたちは、国家などという「共同幻想」にとらわれ、その意味不明な「名誉」にとらわれ(きちんと反省し、謝罪することが名誉回復になるとおもうのですが)、ひとのことを見ようとしないひとたちなのです。

この本を読んでいる途中で、またもや政府が、性奴隷制として批判をしたクマラスワミさんに、吉田証言部分の訂正を求めたとかいう記事が出ていました。細かいところで訂正

を求めるといのは、謝罪ということが無にする行為だということに気づかないのでしょうか？ どうしようもないひとたちです。わたしは政治家の役割は、戦争などということを起こさないで、外交で問題を解決していこうということにあると思うのです。そのことを押さえないで、戦争を起こし、軍・性奴隷制の問題も起こした、そのことの反省がないから、批判されているのに、謝罪さえ無に帰することをくり返す、このどうしようもないひとたちをどうしたらいいのでしょうか？

たわしの読書メモ・・ブログ 270

・岡野雄一『ペコロスの母の玉手箱』朝日新聞出版 2014

前作かなり反響のあった『ペコロスの母に会いに行く』の続編です。

最近、本を薦めると「本なんか読まない」と言われることがあるのですが、これは漫画です。しかも、まったくした漫画なので読みやすいのです。ちょっと文も挟んでいます。とても素敵な文です。

「認知症の世界」と夢の世界をワープさせ、ゆるゆると時間が流れていく、とても、素敵な世界なのです。

この漫画の中で、「認知症になった母が」著者のペコロス（つるっとしている「小たまねぎ」・・・著者の頭と同じようなところで著者をさしている）の頭を叩くシーンがありますが、実はわたしも母から同じようなことをされたことがあります。わたしの場合母が「認知症」という意識があまりなかったのですが（「認知症」かどうかということはどうでも良かったのですが）、ちょうど『ペコロスの母に会いに行く』を見た直後だったので、「母も「認知症」と診断されるのかな」と思ったものです。

「ペコロスの母」は8月に、亡くなったようです。ペコロスが描いた母の死は、ワープするような、ゆったりとした死です。わたしの母の死はどうだったのでしょうか？ 合掌

たわしの読書メモ・・ブログ 271

・師岡康子『ヘイト・スピーチとは何か』岩波書店(岩波新書)2013

この本は、ヘイト・スピーチとはどのようなことなのかを押さえ、法規制の必要性を提起している本です。

得てして法秩序というところから押さえてしまいがちであることを批判し、そのヘイト・スピーチとヘイト・クライムをひとを傷つけることとして、きちんと批判しています。

法規制のあやうさの論議も、他の国の実情と議論も押さえたところで、法規制の必要性和、そこで何を押さえる必要があるのかというところまで展開してくれています。

根本的なことは、過去の戦争と植民地・占領支配の反省をしっかりとすることです。そのことがないところで、そして反省とか謝罪をしたことを反故のするような、靖国参拝や政治家の「過去の戦争の正当化」と連動することとしてヘイト・スピーチやヘイト・クライムが出てきていることを押さえているのです。

著者も書いているように、法規制の論議を通した世論の形成ということが進むとは思

のですが、実現するためにも、そもそも前提になる世論の形成が必要になってきます。

そもそも、今特に問題になっているのは、「在日特権を許さない市民の会」（「在特会」）のヘイト・スピーチですが、「特権」などというのは、大うそです。問題にしている「特別永住権」というのは名ばかりの権利で、旧植民地出身者の在日韓国・朝鮮人のひとや在日中国人のひとたちの在留資格が他の在日外国人よりもゆるいだけで、他の外国で認められている市民権というようなことでは、様々に差別されてきたのです。在日外国人の無年金問題や、投票権、生活保護の抗告権、国際的な共通認識になってきている民族教育を受ける権利がないことなどなど、一体「特権」がどこにあったのでしょうか。

もうひとつ、この本の書いてあることから、わたしが押さえたのは、そもそも石原元東京都知事がヘイト・スピーの元祖ということだったのではないかということです。その都知事が何度も再選され、リコールの運動も起こせなかったということが、無念で後悔の極みなのです。

さて、読書メモから脱線するのですが、少し書き置きたいことがあります。

インターネットでいろいろ検索していたら、「在特会」の桜井会長が、自分がこの活動を始めたきっかけが、「福岡の在日が無年金の問題で運動をやっているのを知って、一円も年金を払っていないのに、年金をもらおうと思うのがおかしいと思った、ということだった」とインタビューに答える形で話していたということが出ていました。どうも、「在特会」よりのひとが作っているホームページなので、その情報が誤情報でないとして話を進めますが、そもそも日本の福祉制度と歴史の無理解、誤解から始まった活動だとは言いようがありません。そもそも国民年金制度の老齢基礎年金は(当時の名称はちがいますが)一銭も払っていない日本国籍の高齢者への支給から始まったのです。それにその「福岡の在日」の運動は、障害基礎年金の無年金の問題のようです。障害基礎年金は(制度の中でいろいろ名前は変わっています)、二十歳を過ぎてからの「中途障害者」でない限り、一銭も払っていない状態で、申請すればもらえるのです。さらに言うと、米国占領下にあった小笠原や沖縄が日本に復属したとき、日本と切り離されて占領を継続させてしまっていた歴史とその苦難に鑑み、特別処置を講じて、年金制度に組み入れました。それなのに、過酷な植民地支配の結果生じていた在日のひとたちを排除したのです。だから、「在日の特権」ではなくて、「日本人の特権を許さない市民の会」として発足することだったのです。もうひとつおかしなことを言っています。それは「在日のひとで、将来朝鮮に帰るから、年金など払わない」と言っていたひとがいたという話です。「ひとがいた」と「みんながそう言っている」は違うのです。いつもすり替えをしています。帰らない日本にとどまる、年金を払うと言ったひとは入れたのでしょうか？ そもそも植民地支配の結果、そのひとたちは日本の敗戦当時「日本国民」にさせられていたひとたちです。そのひとたちを一方的に、一律に日本国籍から排除したのです。そういう中で、「過去の歴史に鑑み」「特別永住権」ということを作ったのです。だから、その過去の歴史に鑑み、二重国籍にするとか、少なくとも市民権として、「日本人」と同等の福祉制度や選挙権から、希望する人には排除しないのが当然です。年金など払わないという選択をするひともいるかも知れませんが、この問題は選択の問題などなかったのです。一方的に排除したのです。在日のひとたちも税金だけは

対等にとられているわけですから、途中から、当然に入れるようにしたのですが、それ以前のひとには遡及しなかったので、年齢によって無年金のひとがいるというおかしな状態を生じさせたのです。日本人でも、年金制度が複雑で制度自体があいまいで、情報もきちんと伝えられない中で、そして貧困で払えないひとがいて、「障害基礎年金」をもらえない「中途障害者」がいました。そのひとたちの中から、学生・「主婦」のひとたちを対象に救済処置の制度を不十分ながら作りました。そこから「在日」を排除したのです。何が「特権」なのでしょう？ 全く逆です。

「在特会」のひとたちの中にも、ちゃんと勉強して「特権はない」と発言しているひとがいるようです。ならば、そもそも誤解から始まった会は解散するか、少なくとも名称を変えることです。

脱線ついでに、もうひとつ書いて置きます。ちょうど、この本を読んでいるときに、大阪市の橋下市長と「在特会」の桜井会長が大阪市役所でマスコミを前に「対話」しているビデオがながされ、新聞でも取り上げられていました。「テメエ」とか「オマエ」とかの言葉を互いに使い、そもそも対話する意思のないとしかとらえられない、ひどい「対話」—「話し合い」が成立していない、互いが一方的に言いたいことを言っている、かみ合わないひどいやりとりです。おまけに橋下市長は「大阪ではするな」とか「在日のひとたちに言いたいことがあるなら、わたしのところに言ってこい」とか縄張り意識丸出しの、おかしな話をしています。こういう意識は「家父長的パターナリズム」と押さえられるようなことで、こういうところで軍・性奴隷制についての性差別的な発言とつながって居るのだろうと考えたりしていました。そしたら、さらにひどいことに、橋下市長は、その後記者会見して「「在日」の「特別永住権」をなくして、他の在日外国人と同等にすべき」とか言っているのがマスコミで流れています。仰天しました。なんという歴史認識のなさでしょう？ あの大阪市での怒鳴り合いはなんだったのでしょうか？ まるで、「在特会」の主張と同じなのです。ちゃんと「対話して」・勉強して欲しいと思います。もっとも、差別的先入見や感情があるので、情報が出てきても、はねつけるのかも知れません。まわりから、引きはがしていくしかないのかもしれない。

たわしの読書メモ・・・ブログ 272

・浅野詠子『ルポ 刑期なき収容—医療観察法という社会防衛体制』現代書館 2014

差別の予断と偏見の典型的例がこの医療観察法です。この本の著者は、丁寧なインタビューや資料開示要求のなかで、資料を読み込みながら、このルポを書き上げています。「医療観察法」に関する基本文献として読み込まれていくだけでなく、そもそも、障害とは何か、犯罪とは何か、ということを考えていく上でも貴重な資料として紹介されていくでしょうし、わたしも紹介していきたいと思います。

「精神障害者」の犯罪発生率も再犯率も低い、しかも再犯の可能性など予測できないという定説があるのに、なぜこんな社会防衛的な法律を作って行くのか、むちゃくちゃな非論理的なことは是正されざるを得ないのに、そんなことが維持・拡大再生産されている、どうしても許せないことのひとつなのです。そういうこととして、「精神障害者」のみなら

ず、「障害者」総体の活動としての取り組みが始まっているし、とりくんでいく課題としてあるとわたしも押さえています。

この法律が作られる引き金になったのは、池田小事件の被告が「法的責任能力がある人格障害」ということで、この法律の対象にはならないという不条理も指摘されています。

そもそも「人格障害」という概念が理解しがたいこととしてあります。以前、「精神病質」という概念がありました。それ自体があまりにも曖昧な概念として最近あまり見られなくなりました。そこで現れてきたのが、この「人格障害」という概念です。要するに、「精神障害」とは規定できないで、犯罪を犯す人の性格」という意味しかありません。そもそも、ひとがなぜ犯罪というところに至るのか、というとらえ返しがないところで、近代的個我の論理において、個人にすべての責任を負わせる論理なのです。

もっといえば、そもそも「犯罪」とは何なのでしょう？

ほとんどの犯罪は、差別の反作用として起きます。社会的関係が犯罪をつくり出すのです。この本の中で、「精神鑑定」でなく、「情状鑑定」を求めた弁護士さんの話が出てきますが、これは犯罪が差別の中で、その反作用としておきるというとらえ返しをしていく入り口なはずなのです。

裁判員裁判制度が始まったときに、わたしも批判を書きました。これは、社会的関係—差別が犯罪を生み出すことを押さえるとき、「犯罪者」の「犯罪」を裁く前に、「社会」がそのひとを犯罪に迫りやったというところで、「社会」を裁くことです。その「差別社会」を構成しているひと、そして被告になったひとを過去に差別したひと(ずっと以前のいじめとか体罰とかも含んで)裁かれるべきです。そして、原発事故が起きたときに反原発の運動をやっていた研究者・運動をやっていたひとが、「わたしたちの力及ばず事故に至らしめた」と自己批判したように、基本的に反差別の立場にたつひとにも責任は問われるのです。

そもそもいじめとか体罰がなぜ起きるのかというところのとらえ返しがないのです。差別の構造がいかなるところで作られているのかのとらえ返しがないから、個人にすべての責任を負わせてしまうのです。

ロンブロッソーなどの犯罪学があります。個人の性格というところで、その性格がどのように作られるのかというとらえ返しのない、差別的な「学」とは言い難い非論理的な予断と偏見の思想なのです。反差別の立場から「反差別犯罪論」というようなことを生み出していく必要があるのではないのでしょうか？

さて、「同じ条件でも、犯罪を犯すひとと犯さないひとがいる、それは個人の責任だ」というおかしいことを言うひとがいます。それは、貧困とか、親子関係とか、そんな表面的なとらえ方しかしていないのです。ひとを犯罪に迫りやらない、そのひとが「救われる」関係があったかどうかの問題ではないのでしょうか？ それにそもそも、「条件が同じでも」というとき、例えば、貧困でもごく一部のひとが成功者になることがあります。そういうとき、現行の法体系では触法ではないけれど、ひとを傷つける成功者がいます。

体制側にいるひとたちは(そういうひとたちを成功者といえるのかも知りませんが)、差別的な関係を維持・拡大再生産してきたひとたちです。例えば、原発の安全神話作りをしたひとたちは、ほとんど責任を問われませんでした。その被害は莫大なこととしてあります。

そういう観点なしに(その差別社会を)社会防衛的な観点で、すなわち差別を維持・拡大再生産することにおいて、守ろうとするところで、個人に一切の責任を負わせる現在の法体系こそが、「社会」が裁かれることではないでしょうか？ わたしたちが「社会を裁く」ということは、差別的な社会を変えるということではないでしょうか？

さて、もうひとつ、書いて置くことがあります。

「精神病」と「犯罪」といわれることとの関係です。そもそも差別がなくなれば、限りなく「精神病」は少なくなるとは言い得るとは思いますが、なくなるとまで言えるかどうかはわたしには分かりません。少なくともそれ自身が差別になってしまう「犯罪」といわれるようなことになっていくことには、遮断されるのではないのでしょうか？ 「べてるの家」の実践があります。「精神病」者で、体制的なこと、政治的な取り組みの運動をしているひとたちには余り、評価されていないようです。わたしも、それは総体的・相対的なところから、問題にしていけないと、一時的極所的に終わってしまうというところで、体制から問題にしていける必要があるのだらうとも思っています。しかし、「精神病」ということを反転させてみせたというところで、いろいろなヒントを与えてくれています。

いつものように、ページに沿ったメモ書きを残します。

(「障害者の権利向上運動に取り組む」ひとへインタビューしたときのそのひとの発言)
「・・・入れるのは一生懸命。でも、社会復帰に国は消極的ですよ。・・・(中略)・・・
出口を考えずに、入り口ばかり整備した。医療観察法をなくせばこの矛盾は解消します。」
48P・・・「トイレのないマンション」といわれる原発を想起させます。

「法律のかかげる目的は社会復帰であるのに、すでに社会復帰に近いような生活環境にある人まで、隔離病棟に送られる。／精神障害者のふだんの暮らしのなかに、国家権力の影がしのび寄ってきた。」 50P・・・社会防衛のための法という本音

精神鑑定のブレ 55P・・・そもそも、予断と偏見に基づく非論理的な法律
情状鑑定 61P

医療観察法の鑑定事項・・・最高裁が行った解説←「精神医学というものは、臨床的に、治療反応性や再発予測は「ある」とか「ない」とかの二分法ではあり得ないにもかかわらず、医療観察法は「ある」か「ない」かの二分法をかかえこんでいる。」 63P

再犯率 73P

(弁護士の発言)「医療観察法は、1930年代のイタリアとドイツなどの刑法を下敷きにした二十世紀前半のモデルです。障害は医学によって治すべきものという旧来の価値観によって。自己決定権が保障される社会になれば、自分の心と体についての価値観に、公権力が介入することは許されない」／／「人間同士のコミュニケーションが本来の治療でしょう」 80P・・・関係性の問題

「(薬の大量投与などの・・・たわしの註)不適切な医療がつくり出したものも相当あると思われます」という看護師の発言をうけて「医原性の精神病というわけだ。／被告席にすわるべきは、だれなのか。」 150-1P・・・「不適正な医療」・・・医療観察法による拘禁自体も医原性

本文最後の文(医師の発言)「人びとは底知れぬ不安とか、おのれの存在を揺るがされる恐

怖とか、せっぱ詰まった状態などから必死に逃れようとしします。人間が精神病を発症する社会的背景をしっかりとつかんで問題化していくこと、それが治療と私は考えます。患者の生きにくさを減らすうえで必須のことですね。それで患者一人ひとりに語ってもらいます」「／／病者でない人間も生きやすくなる。・・・」209P・・・「障害者の住みやすい街はみんなが住みやすい街である」という「障害者運動」の標語。医療観察法は反対の方向を向いています。

たわしの読書メモ・ブログ 273

・張一兵「廣松渉の物象化パラダイムの起源—『物象化論の構図』の構造環境論による解説」(『情況 2014年 9・10月合併号』所収 情況出版)

『情況』の本号は特集が「天安門事件 25周年」ですが、特集とは別に廣松理論との対話として二論文が出ています。わたしは廣松さんの物象化論にインパクトを受けて、自らの反差別論の展開に援用してきました。そこで廣松さんの影響を受けて論攷を進めているひとたちの文も読み込もうとしていました。どんどん積ん読している状態になってきているのですが、この張論文は物象化ということを論じている論文で、急遽間に挟んで読みました。

著者は南京大学の教員です。南京大学では廣松研究が出ています。

マルクスと廣松の物象化論を対比させています。そしてマルクスの日本語訳として「物象化」と訳されている *Versachlichung* を「事物化」と訳し、廣松さんの「物象化」と区別立てています。

廣松さんはマルクスの疎外論から物象化論への転換を、フェイルバッハに関するテーゼの中の「社会的関係の総体」というところから、「関係性の第一次性」というところからとらえ、物象化ということの中身として実体主義批判を押さえているのですが、張さんは、『ド・イデ』においては物象化ということを出ていず、疎外論から「社会的関係の総体」(廣松理論としては「関係性の一次性」というところまでであり、実体主義批判という意味での物象化論は『資本論』の執筆過程で出てくるとしています(わたしの張さん論文の読みが正しければの話です)。このあたりは、そもそもマルクスは「物象化」ということについて詳しい論攷を残していず、廣松さんは強引に読み込んでいったということがあります。どこまで、強引に読み込めるのかの違いの問題ではないかと思うのですが、張さんの指摘はそれなりにおもしろいと思うのですが。

張さんは、ルカーチを挟んで、廣松さんとの対話も試みています。ルカーチがマルクスの埋もれていた物象化概念をとりあげたのですが、ルカーチの物象化は実は *Verdinglichung* 物化であり、*Versachlichung* 物象化とは違い、廣松さんはその違いをとらえかえしていないという批判をしています。この指摘も興味深いのですが、廣松さんは、そもそもルカーチは疎外論と物象化との違いを押さえていないという批判をしています。そして、ヘーゲル的な疎外概念が、絶対精神の自己展開としての疎外—外化という内容をもっていて、そこで *Verdinglichung* という語を使っているのだろうということは、廣松さ

人も押さえているところではないかと思うのです。そのあたりが、労働価値説という物象化ともつながっているのではないかとわたしはとらえ返しています。だから、たしかに語の使用の違いは指摘していないけれど、それは内容的に展開していることではないかとわたしは押さえています。

さて、廣松さんと差異化したことば使いについて、疑問点を出してみます。

張さんは、マルクスの *Versachlichung* を事物化と訳しています。たしかに、廣松さんの「物象化論」は認識論的異化というところまで、マルクスの物象化という概念をほりさけで展開していて、それを区別するという意図ということは分かるのです。しかし、それを事物化と訳してしまえば、「物的世界観から事的世界観へのパラダイム転換」を宣揚する廣松さんの提起をどうとらえ返しているのでしょうか？ そのあたりの問題意識は張論文からは出ていないのです。

張さんは、廣松さんが「構造」ということばを使っているところで、「構造環境論」ということばを使っています。中国語的な「環境」概念と日本語の「環境」という言葉でのズレがあるかも知れないのですが、「環境」ということばを使ってしまうと、主体—客体の二元論に陥るのではと疑問に思っています。

さて、もうひとつ「本質」という概念です。これは、ヘーゲル的な押さえ方としては「関係性総体としての本質」ということなのですが、現実にはポスト構造主義的なところでの反本質主義ということが出ていの中で、ヘーゲルの規定的な意味での「本質」という言葉自体が使えない語になってきています。このあたりは、中国語と日本語のずれがある可能性もあるのかもとは思いますが、その哲学総体からとらえ返したことばのとらえ方も問題になってくるのではないのでしょうか？

さて、張さんの大著の日本語訳『マルクスに帰れ』が出ています。そうとうなページ数で積ん読したままです。わたしの現在の学習が一段落した時点で、廣松派のひとたちの本を読み込んでいくときに、この著も読み込み、この論文とつなげようと思っています。とりあえずの、コメントとしてメモを残しました。

たわしの読書メモ・・・ブログ 274

・吉田憲夫「廣松渉氏の「貨幣生成論」について」（『情況 2014 年 9・10 月合併号』所収 情況出版）

前の張論文と一緒に『情況』に掲載されていた論文です。

吉田さんは廣松さんの経済学関係、とりわけ『資本論』を巡る精細な展開的継承者です。すーっと読んでいけたのですが、いくつかひっかかったことを書き置きます。

この論文は、どうも今村仁司さんの「(貨幣の生成における)第三項排除論」の批判がメインにあるようなのです。この論文の中で出て来る今村さんの『排除の構造』という本は反差別論を課題にしている立場で、わたしも興味深く読みました。で、反差別論の立場で、差別の生成—発生論につながっていくので、このあたりのことはきちんととらえ返したい

のですが、そこまで、今掘り下げてとらえることは余裕がないのでできません。

とりあえず、この論文との対話としてメモを残します。

ここで、四つの共同体間の交易において、貨幣、貨幣的な存在が生成していくことを、廣松さんの論攷にそって押さえ直しているのですが、わたしはそもそも甲乙丙丁という四つの共同体のなかで、食料生産をしない丁という共同体ということが存在し得るのかという問題があるのではないかと思えるのです。貨幣が生成し、固定化したところで、食料生産をしない共同体は存在していくとは思いますが、それ以前の、そういう存在を仮定するからこそ、その余剰生産物が貨幣的になっていくのではないのでしょうか？ どういう共同体もサブシステムというところにおいて、食料生産や採取経済でも、まず真っ先に、食べるものの生産・獲得が優先されます。そのあたりを押さえないと、第三項排除論批判にはならないのではないかと思ったりしています。

吉田さんは追補で張さんの本の批判も書いています。前のブログで張さんも廣松派的にとらえていたのですが、むしろ『マルクスへ帰れ』というところで廣松批判をしているのではないかととらえ直しています。どうも、張さんは廣松さんの論攷の相当の読み見落としがあるのではと思ったりしています。自分自身で、ちゃんと張さんの本を読み込んでいかなくはとの思いを強くしました。

(＊註)

差別の第三項排除論は、差別をスケープゴート説につながっています。そういう性格はあるのですが、それは「差別＝階級支配の手段・道具論」に陥る、政治主義に陥っていくので、差別はそれだけではないので、必ずしも全面的に共鳴はしていないのですが。

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆「反障害通信 48号」アップ(14/11/6)

◆HPの容量がオーバーしてきて、「反障害通信」の旧い号を消去し始めました。バックナンバーの欲しい方にはメールなどでお送りします。

(編集後記)

◆川内原発の再稼働の動きが出ていて、その批判を出すために、間を狭めての発刊です。二つばかり、巻頭言のイメージがあり、間を狭めて出します。宿題への集中で、間をあけることになりそうなので、駆け込み発刊です。

◆原発の再稼働をはかる論理は、エゴイストの論理です。フクシマの反省があるならば、そんなものを動かすなどということはありえないのです。読書メモで、医療観察法について、犯罪論のコメントを書きました。犯罪としてとりあげられるのは、ほとんど差別の反作用としてであると書きました。が、そうでないものがあります。力をもったものの権力犯罪と言えることです。原発再稼働は、まさに権力犯罪なのです。原発事故後に、安全神話をまき散らしていた立場で、「ひとりも死んでいない」と弁護していたひとがいましたが、フクシマの原発事故関連死が福島県下市町村認定で膨大な数字が上がっています(巻頭言文参照)。これは、殺人です。現行のおかし法概念で、その責任をあいまいにしようとしてい

ます。たとえば、戦争責任でA級戦犯の論理で行くと、死刑制度は責任の昇華になってしまふのでとらないとして、アメリカ式の懲役加算でいくと、懲役何千年、万年に達する罪です。再稼働の責任は、事故が起きれば(宮沢大臣は「万が一事故が起きれば、国が責任をもって対処する」と言っていますので、その可能性を否定していません)、これだけの罪になります。それだけの自覚をもって、「責任」ということばを使っているのでしょうか？

◆朝日新聞の「プロメテウスの罫」という連載の中で、原発関係の記事がいろいろな余り記事にならない精細な裏話的なことも含めて出ています。「妻よ」というシリーズで、フクシマからの避難生活の中で追い込まれ自死した妻への思いの中で、裁判を起し勝利した記録が出ていました。住み慣れた地域からひきはがされることがどのような意味をもっているかがわかり、ひとはどのように自死に至るかということがとらえられ、まさにこれは殺人だと、胸が詰まるような記事です。朝日新聞の反原発・脱原発の継続した取り組みとしてあるので、わたしも継続して読み続けていきます。ここでも、紹介していこうかと思っています。

◆次回巻頭言は、アベ政治の中で出てくる「女性の活躍」というごまかしについて書きます。

◆「情況への提言詞」は「時局川柳」でやっていたことが川柳という形で収まり切れなくなったので、焼き直しです。ぐらぐらしながら、書き連ねていきます。

◆読書メモも、ぐらぐらしています。問題意識的には、筋が通っているのですが、ともかく、問題意識にそって、臨機応変の読書とメモ書きで対話を進めて行きます、行きたいと思っています。

反障害－反差別研究会

■会の性格規定

今、「障害」という言葉ほど混乱した使われ方をしている言葉はありません。わたしたちは「障害者が障害を持っている」という医療モデルから、「障害とは社会が障害者と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」という「障害の社会モデル」をとらえ返し、更に、「障害とは関係性の中で、「障害者」に内自有化する形で浮かび上がる」という障害関係論への、障害概念のパラダイム（基本的考え方の枠組み）の転換を図ります。そのことを通して、障害のみならず他の差別をなくしていく反差別の理論を作り上げ、その運動に参画していきます。このホームページにアクセスしてきた方との議論の中で、ともに深化と広がり求めていきたいと願っています。

■会という名で出していますが、まだ個人発の一方的発信の域を出していません。もとより、働き掛け合いとして設定したこと。読者の皆さんが活用して頂けたら、またメーリングリストみたいな形に展開していけたらとも思っています。

■連絡先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp

HPアドレス <http://www.k3.dion.ne.jp/~ads/>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>